

常陸大宮市建設工事等の金入設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常陸大宮市情報公開条例（平成11年大宮町条例第15号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、建設工事等（市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。）に係る単価及び金額が記載された設計書（以下「金入設計書」という。）を情報提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象及び範囲)

第2条 情報提供する金入設計書の対象は、予定価格が130万円を超える建設工事又は予定価格が50万円を超える建設コンサルタント業務における当初設計書であって、当該金入設計書に係る建設工事等が完了し、検査に合格したものとする。

2 情報提供する金入設計書の範囲は、次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）とする。ただし、金入設計書に条例第6条各号に規定する開示をしないことができる情報が含まれている場合は、当該情報を除いた部分を情報提供するものとする。

- (1) 表紙
- (2) 特記仕様書
- (3) 総括表
- (4) 工事内訳書
- (5) 明細書
- (6) 代価表
- (7) 経費一覧表
- (8) 単価一覧表
- (9) 機労材集計リスト

(情報提供の方法)

第3条 金入設計書の情報提供は、当該金額入設計書の電磁的記録を複製した光ディスクを交付する方法により行うものとする。

(情報提供の申請)

第4条 金入設計書の情報提供を申請しようとする者は、金入設計書情報提供交付申請書（別記様式。次項において「申請書」という。）に光ディスク（未使用及び未開封に限る。）を添えて、実施機関（条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該金入設計書に係る建設工事等を所管する部署ごとに持参又は郵送しなければならない。

(情報の提供)

第5条 実施機関は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請をした者に対し、情報提供するものとする。

(費用)

第6条 前条の情報提供に係る費用については、無料とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。